



1か月児健康診査費用助成について



志免町では生まれた赤ちゃんの病気の早期発見や健やかな成長、子育てを応援するために、赤ちゃんの1か月児健診の費用を助成します。

【対象になる方】

- ① 令和8年4月1日以降に生まれたお子さん
 - ② 1か月児健診の受診日に志免町内に住民票がある方
 - ③ ほかの自治体で同様の助成を受けていない方
- ※①～③の全てを満たす方に限ります。

【健診の期間・回数】

お子さん1人につき1回

原則、出生後28日から41日(生後5週6日)頃までに受診してください。

【健診の内容】

問診・身体測定・診察

※原則、全ての健診項目を受診する必要があります。

※健康診査の結果により、志免町と医療機関で情報共有させていただくことがあります。

※上記以外や、保険適用の検査や治療は助成対象外です。

【助成方法】

- ① 以下の医療機関で受診する場合は、「1か月児健康診査受診券」と母子手帳を持参して、受診してください。

≪委託医療機関≫ 筑紫クリニック・権丈産婦人科(志免町)・山崎産婦人科小児科(宇美町)・ゆいレディースクリニック(粕屋町)青葉レディースクリニック・そらレディースクリニック・千鳥橋病院千代診療所(福岡市)

- ② 委託医療機関以外で1か月健診を受け、その費用を自己負担された方は、申請により助成(償還払い)を受けることができます。必要書類を揃えて、健診終了後1年以内に、提出してください。
助成金額の上限:健診1回あたり6,000円

≪必要書類≫※1枚の申請書(1回の手続き)で産婦健診、1か月児健診、新生児聴覚検査の償還払いが可能です。
全て終了したタイミングでまとめて申請をお願いします。

- ・志免町産婦健康診査・1か月児健診・新生児聴覚検査助成金交付申請書兼請求書
(HPよりダウンロード可能。窓口にも準備あり)
- ・1か月児健診の受診結果がわかるもの(1か月児健康診査受診券等)
- ・母子手帳
- ・1か月児健診を受診した施設の領収書及び明細書(窓口には原本を提出してください)
- ・振込先口座がわかるもの(預金通帳等)



【申請・問い合わせ先】

〒811-2244 志免町志免中央一丁目3番1号(ふれあいセンター2階)

母子保健係(志免町役場 子育て支援課)

TEL:092-935-1473

